

公認心理師カリキュラム等検討会 第二回ワーキングチーム（2016.11.16）における 「実習」についての参考資料

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

公認心理師法第二条に規定される公認心理師は、名称独占及び汎用資格であり、活動分野や対象範囲はきわめて広範囲となっている。また行為の対象者（国民ユーザー）である『心理に関する支援を要する者』の意味もきわめて広汎になる。これに伴い、学問的発展とともに『心理学に関する専門的知識及び技術』も高度・専門化し、きわめて多様である。そこで、国民の安心・安全な心理専門職の活用に資するため、カリキュラム等検討においては、例えば『心理に関する支援を要する者』・『心理学に関する専門的知識及び技術』等の実際的な内容規定（省令化）をめざし、職能的な専門性・独自性の内容や守備範囲等の具体化により、公認心理師の職能的・社会的な実務責任性の輪郭を明確化することが望まれる。

この資料は、本法に係る衆議院文部科学委員会における国会決議「心理専門職の活用の促進に関する件」（平成27年9月2日）の前文が、「今日、心の問題は、国民の生活に関わる重要な課題となっており」から始まることを踏まえたものである。

以下の内容は、「心の問題」に照準をおいた心理専門職として発展してきた臨床心理士の資格認定の立場から、あくまでも「臨床心理士養成」に特化された「臨床心理実習」に関するものである。それは、長年の心理臨床実践を通じた実際的な検証を重ねて改善され発展し、現在なおその途上にある。今回の資料を公認心理師養成に係る「実習」として、多角的な視点から検討される折には、その点に特別な配慮・ご留意願いたい。

以上の基本認識を前提にして、「実習」に係る検討に資する参考資料とともに、本協会の臨床心理士養成に関する主な用語の解説を付すことにより、検討課題の共通理解を図る一助としたい。

臨床心理士養成に係る「臨床心理実習」の実態と概要

1. 臨床心理士養成大学院における「臨床心理実習」は、指定の申請までに、原則として1年以上の活動実績を有する附属臨床心理相談室等（以下、附属臨床心理相談室と略称）が設置された第1種指定大学院（平成28年7月1日現在、155校）、専門職大学院（6校）及び第2種指定大学院（放送大学を含む10校）で、その体制が整備されている。
2. 附属臨床心理相談室は、すべての施設で「大学附属施設としての規程」を設け、この相談室規程の第1条で、地域社会からの心理的援助のニーズに応えることを目的とすること、当該指定大学院専攻学生の実習施設であることを明示し、守秘や料金等を明記した案内パンフレットを備える。相談室の構成員について当該指定大学院専攻の教職員、専攻大学院生（実習生）、嘱託相談員、専攻研究生・研修生等を規定している。この附属臨床心理相談室は、他の学内相談窓口施設（学生相談室、保健管理センター等）は含まない。
3. 「臨床心理実習」は、学内外の実習施設において、実際に受理面接、心理査定、心理面接などを行い、事例（ケース）について検討を行うケース・カンファレンス、スーパーヴィジョンなどを含む。それは臨床心理士養成に必修科目の中軸として、特化された形態と内容を持つ授業として位置づけられている。
4. 「臨床心理実習」は、クライアントと呼ばれる来談者を実際に担当する臨床実践教育という点で、学部教育における「実習」と明確に区別される。ただし、各学生のケース担当（担当数は3ケース以上が望まれる）は、各学生の準備性や実習機会配分等を考慮しつつ、相談室運営委員会や当該専攻指導教員等の厳密かつ慎重な考慮の上で決定する必要がある。そこに影響する相談室来談者数は、大学院の地理的条件や地域定着度とも関連するため、各大学院での平均担当数の事情に幅があることは否定できない。本実習は「臨床心理実践力や実務責任性」等の臨床心理士の専門性の中核の育成をめざして実施されているが、その効果の評価においては、ケ

ース主訴の種別やクライアントの年代などをはじめ、単純に担当数のみで規定しえない質的側面が存在する。そこで臨床心理実習の成果としての臨床心理士専門性獲得の評価を行う際には、延べ面接回数、スーパーヴィジョンの過程、ケース報告・検討体験における内省の深化を考慮し、さらにケースに関するスーパーヴィジョン体制が保障された学外での担当ケース経験をも含めて行うことがある。

5. 「臨床心理実習」における教育訓練の効果的な展開のため、特化したケース・カンファレンス（臨床心理実習）は、例えば、概ね 20 名以内、教員一人あたり担当学生数は 5～6 名以内の規模であることが期待される。併せて、外部スーパーヴィジョンの体系的実施、学内・学外実習に係る理論と実務を架橋し得る教員と学外実習指導者との連携による「事前指導、実習中の指導、事後指導」体制等も期待される。
6. この「臨床心理実習」にかかる相応の教育体制が構築された大学院が、臨床心理士養成指定大学院であり、その発展形態が臨床心理分野専門職大学院と位置づけられる。本協会は養成大学院教育課程の整備や運営把握による質的担保のため、指定大学院(6 年間)の指定及び 3 年毎の实地視察（指定承認条件の適正な運用の可否、必修科目の実情、附属臨床心理相談室の実態、当該指定コースの特化の実態等を注視）による中間評価を実施し、継続審査している。また認証評価機関として専門職大学院に対する 5 年毎の適格判定に係る認証評価（学校教育法第 110 条第 2 項に定める「評価項目・評価基準」に基づく）を実施している。
7. 「臨床心理実習」を中軸にした指定大学院及び専門職大学院における臨床心理士養成の実態あるいは成果の一端を推測するために、臨床心理士資格試験の合格率、専門職大学院の附属臨床心理相談室における学生のケース担当数（『自己点検評価報告書』に公表された認証評価の際の基礎データに基づく）について以下に概観する。

なお、専門職大学院は「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱 第 3 章 臨床心理実習」におけるすべての評価項目・評価基準（参考資料 1）を満たし（注 1）、資格試験の面接試験における評価基準（注 2）から判定された結果であると位置づけられ、本要綱や面接試験の評価基準の項目は、専門職大学院及び指定大学院における教育評価を推測する参考になる。

注 1：専門職大学院の認証評価は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）を踏まえて、本協会『臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 評価基準要綱』に定める「評価項目」「評価基準」（学校教育法第 110 条第 2 項）に基づき実施される。適格認定の要件は、レベル 1 の基準をすべて満たすこと。その目安となる解釈指針項目の例として解釈指針 1-1-3-4「学外実習先の関係者、修了生、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること」がある。

注 2：面接試験における評価基準として「臨床心理面接が、相手の心に直接的な影響を与える専門業務であることの自覚」、「専門知識を知識として乱用するのではなく、臨床心理実践でクライアントの利益に繋がる生きた知識として活かすこと」、「現時点での臨床経験の未熟さや臨床事例体験の不足・偏りなどの自覚」等の項目を用いている。

参考資料 1

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 評価基準要綱 （平成 25 年度版） 第 3 章 臨床心理実習における「臨床心理実習」に関する評価基準より抜粋

基準 3-1-1：学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル 1）。

《解釈指針例》

解釈指針 3-1-1-5：学内実習施設は、関係者以外は立ち入りを制限しており、バリアフリーであること。

解釈指針 3-1-1-6：面接室、遊戯療法室、事務室等の各施設には、非常ベルや非常口、防犯用具など、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応について関係者に周知がなされていること。

基準 3-2-1: 学内実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケース・カンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

《解釈指針例》

解釈指針 3-2-1-2: 「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理(クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等)について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針 3-2-1-3: 「学生のケース担当」については、クライアントの発達段階や問題が偏らず多様になるようにして、十分なケース数及び時間数を確保すること。また、教員が陪席するなど、責任をもって指導すること。

解釈指針 3-2-1-4: 「ケース・カンファレンス」については、その学習効果をあげるために、学生数は概ね 20 名以内で行われていること。

解釈指針 3-2-1-5: 「スーパーヴィジョン体制」については、学生がケースを担当する場合、適切なスーパーヴィジョンが行われていること。

解釈指針 3-2-1-6: 学内実習施設がその機能を十分に果たすために、在籍学生が 3 ケース以上持つことができるように努めること。

基準 3-3-1: 学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

《解釈指針例》

解釈指針 3-3-1-1: 医療・保健領域の学外実習施設とは、病院（総合、精神科、心療内科、小児科等）、精神保健福祉センター等である。

解釈指針 3-3-1-4: 学外実習施設としては、臨床心理士が勤務している施設を確保すること。

基準 3-4-1: 学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理順守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

《解釈指針例》

解釈指針 3-4-1-3: 「指導体制」については、大学教員による事前指導、実習中の指導、事後指導等、学外実習先の実習指導者による指導が適切に行われていること。

用語解説

臨床心理士養成カリキュラム「臨床心理実習」等において通用される専門用語

- ① **カンファレンス(conference):** 来談者（クライアント）の見立てや処遇、面接の進め方や経過などについて、専門家の間で行われる会議のこと。心理臨床では、臨床心理事例研究・検討を意味する。指定大学院や専門職大学院の院生の間では、ケース・カンファレンスを行う「臨床心理実習」授業の通称ともなっている。
- ② **インテーク (intake) :** クライアントが来談して初回の、または初期数回の面接を通じて、見立てや処遇を考えるための基礎資料を得ること。「インテーク面接」など。
- ③ **スーパーヴィジョン (supervision) ・スーパーヴァイザー (supervisor) :** 心理臨床の訓練では、実際にケースを担当して、心理臨床やカウンセリングを行いながら、その面接過程を臨床経験豊富な心理臨床家に報告し、丁寧に検討するセッションにおいて理解を深める作業が欠かせない。この訓練法をスーパーヴィジョン、訓練者に助言・指導を与え見守る心理臨床家をスーパーヴァイザー、訓練者のことをスーパーヴァイジーと呼ぶ。授業や研究会など一人のスーパーヴァイザーに複数スーパーヴァイジーの場合、グループ・スーパーヴィジョンと呼ばれる。
- ④ **アセスメント(assessment) :** 心理臨床現場では、臨床心理査定のこと。単なる心理検査や心理診断と区別され、査定される人の視座を考慮しつつ、全人格的に総合的に評価し、見立てること。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会事業に係る用語

- **公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会**：昭和 63(1988)年 3 月 8 日設立。平成 2(1990)年 8 月 1 日に文部大臣認可の財団法人。平成 25(2013)年 4 月 1 日に内閣総理大臣より公益財団法人に認可。その主な事業は、①臨床心理士の資格認定に関する諸事業、②国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業、③臨床心理士を養成するための大学院修士課程の指定およびその継続に関する諸事業、④臨床心理士養成に関する大学院専門職学位課程の認証評価のための諸事業である。
- **臨床心理士 (certified clinical psychologist)**：公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会に毎年度新規に設置される「臨床心理士資格審査委員会」により、昭和 63 (1988) 年 12 月から認定を開始し、平成 3 (1991) 年度からは、『資格試験』に合格し、所定の資格認定手続きを経て、臨床心理士資格登録証明書 (IDカード) の発行と共に公報誌「臨床心理士報」の「臨床心理士資格登録者名簿一覧」に、資格取得後においては 5 年毎の「資格更新手続き完了者名簿一覧」に公告された心の専門家のこと。広辞苑には、「患者や相談者のさまざまな心理的問題を面談や心理テストを通じて見立て、カウンセリングを行う臨床心理学の専門家」と記載されている。
- **臨床心理士資格試験**
 - ① 受験資格は、指定大学院 (第 1 種・第 2 種) 及び臨床心理分野専門職大学院修了者。医師免許所有者で、取得後 2 年以上の心理臨床経験を有するもの。諸外国で同等以上の教育歴および海外の大学院修了後、日本国内で 2 年以上の心理臨床経験を有するもので、資格審査委員会における厳正な書類審査により許可される。
 - ② 資格試験は、一次試験 (筆記試験)：「マークシートによる多肢選択方式の試験」(設問 100 題) と論述記載方式の試験 (論文試験)、二次試験の「口述面接方式の試験」(面接試験) の各試験判定基準による評価結果を総合して合否判定。専門職大学院修了者は、論文試験免除の特例。最近 10 年間、多肢選択方式試験の平均点 61 点程度、合格率は平均 61~2%程度で推移している。
- **臨床心理士資格認定者数**：昭和 63 年に始まった資格審査により合格し認定された臨床心理士数は、累計 (平成 28 年度 4 月 1 日現在) **31,291 名** である。内 573 名が医師免許取得者である。他にも小中高等学校等の教員、弁護士や薬剤師、家庭裁判所調査官等の多種多様な隣接分野の専門職が含まれる。
- **臨床心理士養成大学院**

指定大学院：学校教育法に基づく大学院博士前期課程・修士課程 (臨床心理学研究科、臨床心理学専攻が基本モデル) について、当協会が指定 (平成 8 年から指定開始) した大学院のこと。この指定大学院 (平成 28 年 7 月 1 日現在) には「附属臨床心理相談室」を有する第 1 種 (155 大学院) と学内施設を持たない第 2 種 (放送大学を含む 10 大学院) があり、指定種別により受験資格要件に違いがある (第 1 種は大学院修了後直近の試験を受験できるが、第 2 種は修了後 1 年以上後に受験できる)。なお、受験資格の要件に関して、受験者に配慮した長年の経過措置期間を経て、平成 19 年度の資格試験以降は、指定大学院修了が必須になっている。

専門職大学院：臨床心理士養成教育に特化された課程認定システムの大学院であり、平成 17 年に最初の臨床心理分野専門職学位課程 (いわゆる専門職大学院) が設置された (九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻)。平成 28 年 7 月 1 日現在、6 大学院に設置されている。この専門職大学院修了者は、資格試験の特例により論文試験が免除される。

以上から、現在の養成大学院数は、総計 171 大学院にのぼり、「日本臨床心理士養成大学院協議会」(事務局：公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会内) を構成している。
- **臨床心理士養成大学院の認証評価**
 - ① 専門職大学院は、学校教育法施行令第 40 条により、教育課程・教育組織等その他教育研究活動について、5 年以内毎に第三者機関による認証評価を受けるように義務づけられている。当協会は、学校教育法第

110 条により、平成 21（2009）年文部科学大臣より臨床心理分野専門職大学院に関する唯一の認証評価機関に認可され、審査規程等を整備して認証評価委員会を中心に組織され、平成 26 年度から 2 巡目の認証評価を実施している。

- ② 指定大学院は、当協会における臨床心理士受験資格に関する大学院指定の規程等により、名称や組織構成、教員の適正な数と内容、臨床心理実習および有料の附属臨床心理相談室等の相談施設・規程と運営実態、学外実習施設の整備状況、適正な教育カリキュラムと専門倫理に基づく授業実施状況等に及ぶ書類審査と実地視察を指定制度の開始当初から実施し、厳正な審査により 6 年間の指定を受ける。指定後 3 年目に実地視察を受け、継続審査を経た継続後にも同様に実地視察・継続審査を受ける。この指定制度による実績（20 年間）は、学校教育法に基づく専門職大学院の認証評価に準ずるものといえる。

- **臨床心理士資格更新制度**：臨床心理士には、**専門義務**（倫理・知識・研修・交流）を自覚し、入念な教育研修による資質向上を幾重にも求める重要性から、5 年毎の資格更新を義務づけている。生涯資格ではなく、研修を中心にした**専門義務**の実績を認定する更新制度は、我が国の公的資格制度に限らず、国際的にも、心の専門家の専門実務性を担保する資格制度として注目されている。当協会の教育研修委員会を中心に厳格な資料管理や守秘義務に基づく臨床心理事例研究・相互スーパーヴィジョンやケース・カンファレンス等の研修制度をもち、個別事例スーパーヴィジョン経験、新しい専門的知見に関する研修、何よりも臨床心理実務経験の継続による臨床心理士の生涯学習課題に取り組む制度である。制度実施以来、100%に近い更新率を維持している。

表 1 臨床心理分野専門職大学院に関する臨床心理実習の概観

（6 大学院紀要「活動報告」掲載データより）

	入学定員（人）	収容定員（人）	学生の担当ケース数 （平均：人）	年間受理件数 （平均：件）	年間延べ件数 （平均：件）
合計	130	260			
平均	21.7	43.3	4.2	98.9	2776.8
範囲	15～30	30～60	3.0～5.0	51～160	898～6,230

表 2 臨床心理士資格試験状況（過去 9 年間：公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会作成）

受験資格基準		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
指定大学院 第 1 種・第 2 種	受験者（人）	2,103	2,309	2,388	2,454	2,540	2,598	2,559	2,452	2,344
	合格者（人）	1,454	1,519	1,480	1,492	1,522	1,514	1,574	1,473	1,418
	合格率（%）	69.1	65.8	62.0	60.8	59.9	58.3	61.5	60.1	60.5
専門職大学院	受験者（人）	29	30	83	88	132	145	142	139	161
	合格者（人）	28	28	69	73	103	120	117	104	120
	合格率（%）	96.6	93.3	83.1	83.0	78.0	82.8	82.4	74.8	74.5
諸外国大学院 （国内心理臨床 経験 2 年以上）	受験者（人）	45	40	33	40	50	43	50	47	34
	合格者（人）	23	15	13	20	25	17	29	21	24
	合格率（%）	51.1	37.5	39.4	50.0	50.0	39.5	58.0	44.7	70.6
医師免許保有者 （心理臨床経験 2 年以上）	受験者（人）	26	28	26	22	15	23	45	25	33
	合格者（人）	12	15	15	11	9	10	24	12	25
	合格率（%）	46.2	53.6	57.7	50.0	60.0	43.5	53.3	48.0	75.8
総計	受験者（人）	2,205	2,412	2,531	2,607	2,740	2,812	2,804	2,664	2,590
	合格者（人）	1,519	1,579	1,577	1,598	1,661	1,663	1,751	1,610	1,601
	合格率（%）	68.9	65.5	62.3	61.3	60.6	59.1	62.4	60.4	61.8